

会議室利用のガイドライン

このガイドラインは政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を基準に定めたものです。今後の状況を踏まえ、適宜見直しをいたします。（6月12日現在）

6月1日（月）より一定の条件を付け、利用を再開しております。

利用責任者の方へ

会議室の利用条件は下記の通りです。

①利用人数の制限

利用者間の身体的距離を確保するため、定員の半分を利用上限といたします。激しい呼吸を伴う発声等の利用については、さらに利用人数を減らすなどの対応をお願いします。可能な限り、密集を避けるため身体的距離の確保を考慮してください。

第1・2会議室	（定員80名→ 利用上限40名 ）
第3会議室	（定員50名→ 利用上限25名 ）
第4会議室	（定員30名→ 利用上限15名 ）
特別会議室	（定員12名→ 利用上限6名 ）

②利用者名簿の作成

主催者または利用責任者は、新たな感染が発生した場合、各関係機関からの問い合わせに備え、利用者の氏名と連絡先を把握し、名簿を作成してください。

（ロゼシアターへの提出は必要ありません）

③定期的な換気

会議室をご利用の間は、窓及びドアを開けるなど定期的な換気にご協力ください。

これらの条件をお守りいただけない場合は、ご利用をお断りする場合がございます。

尚、ご利用料金は、各室平時の定められた金額と変わりありません。

ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください。

来館されるお客様へ

- ・飛沫感染防止のため、マスクの着用をお願いします。
- ・手指消毒やこまめな手洗いにご協力ください。
- ・他人との接触をなるべく避け、対人距離を確保してください。
- ・発熱および咳などの症状がある場合は、来館を控えてください。

感染防止のためのお願い

- ・ご利用される施設内に消毒液を設置する等の感染防止対策をお願いします。
- ・ゴミの持ち帰りをお願いします。
- ・共有スペースでの待機・打ち合わせ等をご遠慮願います。